

金沢市議会の概要

令和7年度



上：議場全景 左下：傍聴席 右下：親子傍聴席

金沢市議会事務局

令和7年4月

金沢のあゆみ

西暦	和暦	おもなできごと
1488	長享2	農民を中心とする一向一揆が、守護富樫政親を滅ぼす
1583	天正11	前田利家が金沢城に入城
1871	明治4	廃藩置県により金沢県となる
1889	明治22	金沢市制施行 年末推計人口94,209人
1922	大正11	市庁舎広坂通りに竣工
1946	昭和21	金沢美術工芸専門学校開校
1952	昭和27	第1回百万石まつり開催
1963	昭和38	金沢地方気象台観測史上最大の積雪181cmを記録
1967	昭和42	市内電車全面廃止
1970	昭和45	金沢市木を「梅」に指定
1976	昭和51	推計人口40万人を超える
1979	昭和54	市民憲章制定
1982	昭和57	金沢400年記念式典挙行
1989	平成元	市制施行100周年 人口441,840人
1990	平成2	金沢駅高架化完成
1991	平成3	第46回国民体育大会開催
1996	平成8	中核市へ移行
1999	平成11	全国初の旧町名復活(主計町)
2002	平成14	NHK大河ドラマ「利家とまつ」放映
2004	平成16	金沢21世紀美術館開館
2005	平成17	金沢駅東広場完成
2009	平成21	歴史まちづくり法に基づく歴史都市に第一号認定
"	"	ユネスコ創造都市ネットワークに登録
2011	平成23	金沢海みらい図書館 鈴木大拙館開館
2013	平成25	金沢市議会基本条例制定
2014	平成26	金沢駅西広場完成
2015	平成27	北陸新幹線金沢開業
2017	平成29	金沢プール完成
2020	令和2	第二本庁舎完成
2024	令和6	令和6年能登半島地震発生(戦後初の震度5強を観測)

市政の概要

1 市制施行 明治22年4月1日

2 人口等

区分	市制施行当時	令和2年国勢調査	令和7年4月1日
人口	94,209人	463,583人	453,584人
世帯	22,059世帯	206,904世帯	212,790世帯
面積	10.40 km ²	468.64 km ²	468.81km ²

3 都市宣言 (各宣言文12頁参照)

世界連邦平和都市宣言(昭和32年9月26日議決)	交通安全都市宣言(昭和37年3月15日議決)
緑の都市宣言(昭和49年6月12日議決)	平和都市宣言(昭和60年12月21日議決)
景観都市宣言(平成4年3月23日議決)	世界工芸都市宣言(平成7年9月26日議決)
環境都市宣言(平成10年3月26日議決)	ファッション産業都市宣言(平成16年6月22日議決)
安全・安心都市宣言(平成18年3月8日議決)	
健全な社会環境形成都市宣言(平成19年3月15日議決)	
グッドマナー実践都市宣言(平成19年9月19日議決)	
男女共同参画都市宣言(平成25年12月16日議決)	

4 姉妹都市

都市名	国名	人口	提携年
バッファロー市	アメリカ	26万人	昭和37年12月18日
イルクーツク市	ロシア	62万人	昭和42年3月20日
ポルト・アレグレ市	ブラジル	147万人	昭和42年3月20日
ゲント市	ベルギー	26万人	昭和46年10月4日
ナンシー市	フランス	10万人	昭和48年10月12日
蘇州市	中国	647万人	昭和56年6月13日
全州市	韓国	65万人	平成14年4月30日

5 産業別人口 (国勢調査による。なお、分類不能は第3次を含む)

年\産業別	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
平成17年	3,637人	1.6%	51,293人	22.6%	171,729人	75.8%	226,659人
平成22年	3,150人	1.4%	46,508人	20.3%	179,734人	78.3%	229,392人
平成27年	2,982人	1.3%	46,465人	20.5%	177,353人	78.2%	226,800人
令和2年	2,710人	1.2%	45,371人	20.4%	173,947人	78.4%	222,028人

6 職員数 (令和7年4月1日現在)

部局別	条例定数	現員数	部局別	条例定数	現員数
市長	1,892人	1,927人	監査委員	9人	10人
教育委員会	356人	317人	選挙管理委員会	6人	6人
公営企業管理者	233人	231人	農業委員会	6人	6人
病院事業管理者	338人	332人	消防長	445人	446人
議会	19人	19人	合計	3,304人	3,294人

1. 重点施策

I. 予算の性格

安全で活力ある未来を視座に礎を築く 積極投資予算

II. 予算の規模

一般会計	2, 049 億円
公営企業以外の特別会計	982 億 2, 523 万 2 千円
公営企業特別会計	668 億 9, 919 万 2 千円
全会計	3, 700 億 2, 442 万 4 千円

○ 前年度との比較（対前年度当初）

一般会計	145 億円	7.6%増
公営企業以外の特別会計	21 億 9, 219 万 2 千円	2.3%増
公営企業特別会計	103 億 3, 369 万 2 千円	18.3%増
全会計	270 億 2, 588 万 4 千円	7.9%増

令和7年度
地方財政計画の伸び 3.6%増

Ⅲ. 総括表

(1) 令和7年度(2025年度)当初予算各会計別総表

(単位 千円)

会 計 別		令和7年度 (2025年度) 当初予算 (A)	令和6年度 (2024年度) 当初予算 (B)	当初予算比較	
				差引増減額 (A) - (B)	% 伸率
一 般 会 計		204,900,000	190,400,000	14,500,000	7.6
公 営 企 業 以 外 の 特 別 会 計	市営地方競馬事業費特別会計	4,717,791	4,437,310	280,481	6.3
	市街地再開発事業費特別会計	81,062	86,861	△5,799	△6.7
	公共用地先行取得事業費特別会計	79,707	111,389	△31,682	△28.4
	住宅団地建設事業費特別会計	121,526	155,513	△33,987	△21.9
	駐車場事業費特別会計	202,465	201,109	1,356	0.7
	国民健康保険費特別会計	41,768,000	40,958,401	809,599	2.0
	後期高齢者医療費特別会計	8,652,105	8,245,892	406,213	4.9
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	23,679	39,171	△15,492	△39.5
	介護保険費特別会計	42,578,897	41,797,394	781,503	1.9
	小 計	98,225,232	96,033,040	2,192,192	2.3
公 営 企 業 特 別 会 計	水道事業特別会計	16,649,958	14,873,555	1,776,403	11.9
	工業用水道事業特別会計	67,284	69,154	△1,870	△2.7
	病院事業特別会計	7,410,403	9,336,676	△1,926,273	△20.6
	中央卸売市場事業特別会計	990,898	1,110,054	△119,156	△10.7
	下水道事業特別会計	41,737,050	31,135,744	10,601,306	34.0
	公設花き地方卸売市場事業特別会計	43,599	40,317	3,282	8.1
	小 計	66,899,192	56,565,500	10,333,692	18.3
合 計		370,024,424	342,998,540	27,025,884	7.9

(2) 令和7年度(2025年度) 一般会計款別表

[歳入]

(単位 千円)

区 分	令和7年度(2025年度) 当初予算		令和6年度(2024年度) 当初予算		当 初 予 算 比 較	
	予 算 額 (A)	% 構成比	予 算 額 (B)	% 構成比	差 引 増 減 額 (A)-(B)	% 伸 率
1 市 税	89,033,140	43.5	84,497,180	44.4	4,535,960	5.4
2 地 方 譲 与 税	1,284,000	0.6	1,367,000	0.7	△83,000	△6.1
3 利 子 割 金 交 付 金	37,000	0.0	28,000	0.0	9,000	32.1
4 配 当 割 金 交 付 金	438,000	0.2	327,000	0.2	111,000	33.9
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 金 交 付 金	758,000	0.4	546,000	0.3	212,000	38.8
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	39,000	0.0	50,000	0.0	△11,000	△22.0
7 法 人 事 業 税 金 交 付 金	1,617,000	0.8	1,433,000	0.8	184,000	12.8
8 地 方 消 費 税 金 交 付 金	12,716,000	6.2	12,517,000	6.6	199,000	1.6
9 環 境 性 能 割 金 交 付 金	251,000	0.1	215,000	0.1	36,000	16.7
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	14,000	0.0	13,000	0.0	1,000	7.7
11 地 方 特 例 金 交 付 金	486,000	0.2	2,324,000	1.2	△1,838,000	△79.1
12 地 方 交 付 税	14,000,000	6.8	12,900,000	6.8	1,100,000	8.5
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	54,000	0.0	60,000	0.0	△6,000	△10.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	295,223	0.2	366,390	0.2	△71,167	△19.4
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,502,875	1.7	3,400,901	1.8	101,974	3.0
16 国 庫 支 出 金	39,803,696	19.4	37,352,275	19.6	2,451,421	6.6
17 県 支 出 金	16,039,201	7.8	14,242,835	7.5	1,796,366	12.6
18 財 産 収 入	546,417	0.3	436,459	0.2	109,958	25.2
19 寄 附 金	1,610,034	0.8	1,183,400	0.6	426,634	36.1
20 繰 入 金	4,872,831	2.4	3,242,618	1.7	1,630,213	50.3
21 繰 越 金	300,000	0.2	300,000	0.2	0	0.0
22 諸 収 入	6,975,783	3.4	4,755,842	2.5	2,219,941	46.7
23 市 債	10,226,800	5.0	8,842,100	4.6	1,384,700	15.7
歳 入 合 計	204,900,000	100.0	190,400,000	100.0	14,500,000	7.6

[歳出]

(単位 千円)

区 分	令和7年度(2025年度) 当初予算		令和6年度(2024年度) 当初予算		当初予算比較	
	予 算 額 (D)	% 構成比	予 算 額 (E)	% 構成比	差引増減額 (D)-(E)	% 伸率
1 議 会 費	905,818	0.4	889,673	0.5	16,145	1.8
2 総 務 費	17,435,553	8.5	14,441,780	7.5	2,993,773	20.7
3 民 生 費	85,111,460	41.5	79,606,220	41.8	5,505,240	6.9
4 衛 生 費	20,102,812	9.8	18,041,351	9.5	2,061,461	11.4
5 労 働 費	246,557	0.1	234,527	0.1	12,030	5.1
6 農 林 水 産 業 費	3,196,053	1.6	2,919,587	1.5	276,466	9.5
7 商 工 費	3,525,691	1.7	3,465,147	1.8	60,544	1.7
8 土 木 費	19,892,856	9.7	19,792,150	10.4	100,706	0.5
9 消 防 費	5,926,736	2.9	5,246,724	2.8	680,012	13.0
10 教 育 費	27,831,685	13.6	26,225,377	13.8	1,606,308	6.1
11 災 害 復 旧 費	1,745,650	0.9	1,410,117	0.7	335,533	23.8
12 公 債 費	17,699,620	8.6	17,301,547	9.1	398,073	2.3
13 諸 支 出 金	559,509	0.3	105,800	0.1	453,709	428.8
14 予 備 費	720,000	0.4	720,000	0.4	0	0.0
歳 出 合 計	204,900,000	100.0	190,400,000	100.0	14,500,000	7.6

[公債費内訳]

区 分	令和7年度(2025年度) 当初予算		令和6年度(2024年度) 当初予算		当初予算比較	
	予 算 額 (D)	% 構成比	予 算 額 (E)	% 構成比	差引増減額 (D)-(E)	% 伸率
公 債 費 計	17,699,620	8.6	17,301,547	9.1	398,073	2.3
繰上償還元金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一時借入金利息	356,700	0.2	154,500	0.1	202,200	130.9
公債費 (実質ベース)	17,342,920	8.5	17,147,047	9.0	195,873	1.1

(3) 令和7年度(2025年度) 一般会計性質別表

(単位 千円)

性質別	令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		当初予算比較	
	当初予算 (A)	% 構成比	当初予算 (B)	% 構成比	差引増減額 (A)-(B)	% 伸率
1 義務的経費	102,439,722	50.0	95,074,532	50.0	7,365,190	7.7
人件費	26,990,795	13.2	25,622,265	13.5	1,368,530	5.3
扶助費	57,749,307	28.2	52,150,720	27.4	5,598,587	10.7
公債費	17,699,620	8.6	17,301,547	9.1	398,073	2.3
2 経常的経費	48,530,913	23.7	48,644,413	25.5	△113,500	△0.2
物件費	35,200,334	17.2	32,804,404	17.2	2,395,930	7.3
維持補修費	1,889,366	0.9	1,898,409	1.0	△9,043	△0.5
補助費等	11,441,213	5.6	13,941,600	7.3	△2,500,387	△17.9
3 投資的経費	26,250,269	12.8	20,478,112	10.8	5,772,157	28.2
普通建設事業費	24,537,169	12.0	19,093,112	10.0	5,444,057	28.5
補助	7,546,158	3.7	7,067,810	3.7	478,348	6.8
単独	16,991,011	8.3	12,025,302	6.3	4,965,709	41.3
災害復旧事業費	1,713,100	0.8	1,385,000	0.8	328,100	23.7
4 その他経費	27,679,096	13.5	26,202,943	13.7	1,476,153	5.6
積立金	2,417,714	1.2	1,771,135	0.9	646,579	36.5
投資及び出資金	1,244,403	0.6	1,205,898	0.6	38,505	3.2
貸付金	65,000	0.0	68,000	0.0	△3,000	△4.4
繰出金等	23,251,979	11.4	22,457,910	11.8	794,069	3.5
特別需要予備費	700,000	0.3	700,000	0.4	0	0.0
合計	204,900,000	100.0	190,400,000	100.0	14,500,000	7.6

議会の概要

1 議員

(1) 定数

38人

金沢市議会議員定数条例（平成14年12月24日公布：定数 40人）

（平成26年12月25日改正：定数 38人）

(2) 現員数（令和5年5月11日現在）

38人

(3) 任期

令和5年5月2日～令和9年5月1日

(4) 会派等別・党派別の内訳

（令和7年4月11日現在）

会派等／党派	自由民主党	公明党	日本共産党	社会民主党	立憲民主党	国民民主党	参政党	無所属	計
自由民主党金沢市議員会	18(1)								18(1)
みらい金沢				1	1(1)	1		3(1)	6(2)
創生かなざわ							1	3	4
公明党金沢市議員会		4(1)							4(1)
日本共産党金沢市議員団			3(2)						3(2)
金沢さくら会								1	1
一新会								1	1
結び会								1(1)	1(1)
計	18(1)	4(1)	3(2)	1	1(1)	1	1	9(2)	38(7)

注：1（）内の人数は、内数で女性議員数

2 会派の結成には、3人以上の所属議員を必要とする。

2 議会運営委員会

金沢市議会委員会条例により、定数は12人と定められている。

各会派別の委員数については、各会派から3人につき1人の委員配分で選出している。

具体的な各会派別の委員数は、自由民主党金沢市議員会6人、みらい金沢2人、創生かなざわ1人、公明党金沢市議員会1人、日本共産党金沢市議員団1人となっている（欠員1名）。

なお、正副議長はオブザーバーとして出席している。

3 常任委員会

名 称	定数	所 管 事 項
総務常任委員会	8人	都市政策局、総務局、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属しない事項
経済環境常任委員会	7人	経済局、農林水産局、環境局及び農業委員会の所管に属する事項
市民福祉常任委員会	8人	市民局、福祉健康局及びこども未来局の所管に属する事項 金沢市立病院に関する事項
建設企業常任委員会	7人	都市整備局、土木局及び企業局の所管に属する事項
文教消防常任委員会	8人	文化スポーツ局、危機管理監、教育委員会及び消防局の所管に属する事項

4 特別委員会（令和7年度設置実績）

名 称	定数	所 管 事 項
地域防災特別委員会	10人	地域防災に関する調査
部活動地域移行特別委員会	10人	中学校部活動の地域移行に関する調査
公共交通特別委員会	10人	公共交通に関する調査

一般会計等決算審査特別委員会	8人	一般会計及び公営企業以外の特別会計に属する10会計の決算審査
企業会計決算審査特別委員会	8人	6公営企業特別会計の決算審査

（以上の2委員会は例年9月に設置）

5 地方自治法に基づく協議又は調整の場（平成26年3月24日設置）

名 称	所 管 事 項
議会広報委員会	市議会の広報の在り方に関すること 市議会だよりに関すること 市議会ガイドブックに関すること インターネットによる広報に関すること その他議会の広報に関すること

（委員構成は、第1会派から2人、その他の会派からは1会派につき1人としている。）

6 議会役員の任期等

(1) 正副議長

特段の申し合わせはない。

(2) 常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長及び委員

全委員会が申し合わせにより1年ごとに改組されているので、1年で交替が行われている。

7 予算・決算の審査方法

(1) 予算

◇一般会計 当初予算、補正予算とも、歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託

◇特別会計 会計ごとに所管の常任委員会に付託

◇企業会計 //

※ 3月定例会議会の当初予算及びこれに関連する議案については、総括的質疑に関して、全常任委員会の連合審査会を1日間開催し、全議員参加の形で行っている。

(2) 決算

◇一般会計 一般会計等決算審査特別委員会を設置し付託

◇特別会計 //

◇企業会計 企業会計決算審査特別委員会を設置し付託

8 質疑及び一般質問

本市では、質疑と一般質問を併せて議題に供し、議員から発言を求める本会議運営を行っている。(一括質問方式と一問一答方式の選択制)

(1) 発言通告受付期限

定例会議会の都度、招集日または再開日の1週間前の議会運営委員会で決定するが、招集日または再開日の翌々日の正午までが通例である。

(2) 発言順序

議会運営委員会で決定するが、各会派の第1番目の発言者については大会派順、各会派の第2番目以降の発言者については同一会派の者が連続しないように配慮して発言の順序を決定している。

(3) 発言回数及び時間制限について

◇回数 同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。
(会議規則第53条、第61条) ※一括質問方式の場合のみ

◇時間 質問方式に関わらず、質問は40分以内(答弁を含む)としている。た

だし、3月定例会議会の各会派の最初の質問者のみ代表質問として取り扱い、一括質問方式により、発言時間を30分以内（答弁を除く）とする旨、議会運営委員会で決定している。

9 請願

(1) 受理期限

定例会議会の都度、招集日または再開日の1週間前の議会運営委員会で決定するが、招集日または再開日の前日の午後5時30分までの例がほとんどである。

(2) 審査の方法

提出の都度、様式を確認の上、受理する。

次に、件名簿に登載し、議長決裁後、事務局に保管しておき、直近の定例会議会において、議席に文書表を配付の上、議案の委員会付託に引き続いて所管の委員会に付託している。

付託を受けた委員会は、議案の審査に続いて請願の審査を行い、その結果をもとに、本会議において最終の決定を行っている。

(3) 審査結果の通知

審査結果を文書により請願人（代表者）あてに通知している。

10 陳情の取り扱い

会議規則の規定に従い、請願に適合するものは請願と同様の取り扱いをしている。ただし、意見書の提出または決議を求める陳情書は、受理後、議長が議員にその写しを送付し、処理している。

11 報酬等

〈参考〉

区 分	金額(円)	改正年月日	区 分	金額(円)	改正年月日
議 長	810,000	平成28.4.1	市 長	1,180,000	平成 8.4.1
副 議 長	745,000	〃	副 市 長	960,000	〃
議 員	700,000	〃	教 育 長	742,000	平成28.4.1
			公営企業管理者	746,700	平成11.4.1
			病院事業管理者	837,500	平成25.4.1

12 行政視察等の旅費

- (1) 常任委員会 150,000円(1人当たり、1回のみ)
- (2) 議会運営委員会 150,000円(1人当たり、1回のみ)
- (3) 特別委員会 150,000円(1人当たり、1回のみ)
- (4) 海外〔姉妹都市訪問等〕 14,100,000円(議員8人分)

13 費用弁償等

- (1) 宿泊費 実費支給 (上限あり)
- (2) 宿泊手当 一泊 2,400円 (令和7年4月1日改正)
- (3) 会議出席費用弁償 日額 4,000円 (昭和55年4月1日改正)

14 政務活動費 (平成13年4月1日条例施行)

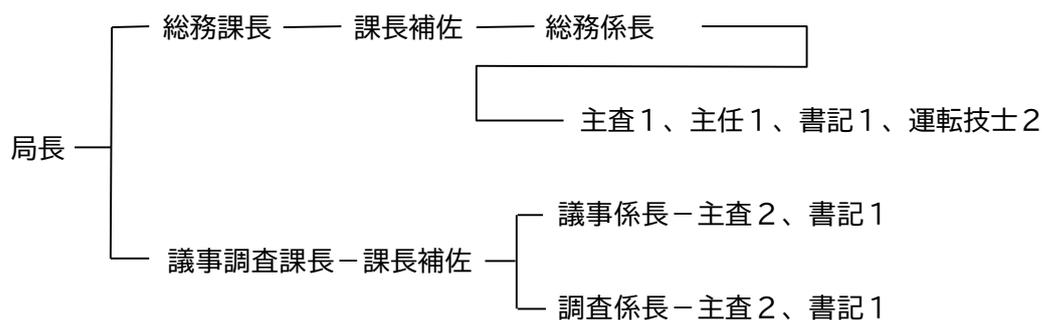
- (1) 1人当たり支給額 年額 1,920,000円 (月額 160,000円) (H28.4.1)
- (2) 支給方法 四半期ごとに個人に支給

15 議会報・会議録等

刊行物\区分	内 容	発行回数	発行部数
会議録	本会議の記録	年4回	30部/回
議会だより	市民への広報紙として、議会の概要をまとめたもの	年4回	205,000部/回
// 点字版	//	年4回	120部/回
金沢の市政	市政の概要	年1回	150部
みんなの金沢市議会 - 金沢市議会ガイドブッケー	議会の概要をまとめたもの	年1回	5,000部

16 議会事務局

[機構図]



定数19人、現員19人 (他に会計年度任用職員3人、会派職員5人)

17 金沢市議会基本条例

平成23年定例第2回市議会で議会基本条例制定特別委員会を設置し、1年8カ月間で計27回の委員会を開催して調査を重ね、前文には金沢の自治の精神を、本文には災害時における危機管理体制の整備や他の自治体の議会との交流

・連携推進など本市独自の条項を盛り込んだ全11章37条から成る「金沢市議会基本条例」を制定し、平成25年4月1日より施行している。

また、平成25年度には、議会基本条例運用規程検討特別委員会を設け、条例の具体的な運用方法についての調査・検討を行い、金沢市議会基本条例の解説及び各種条項の運用指針を策定した。

【条例の主な条項】

- ・災害等の不測の事態が発生した場合の議会の役割について規定（12条）
- ・議会の議決すべき事件の積極的な拡大（16条）
 - 平成25年12月16日に金沢市議会の議決すべき事件に関する条例を議決
- ・閉会中の文書質問の導入（19条）
- ・議長選出時の所信表明機会の場の設置（21条）
- ・通年議会の導入（22条）
 - 平成26年6月開催の定例会から通年議会に移行
- ・本会議における一問一答方式の導入（24条）
 - 平成26年度10月定例会月議会から開始
- ・市民との意見交換会の開催（29条）
 - 開催回数：平成26年度（5回）、平成27年度（4回）、
平成28年度（5回）、平成29年度（2回）、
平成30年度（2回）、令和元年度（1回）
 - ※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ・他の議会との交流及び連携、姉妹都市との交流の推進（34条）

18 近年制定した議員発議条例

- ・金沢の食文化の継承及び振興に関する条例（平成25年9月24日可決）
 - 金沢で長年培われた食文化の継承及び振興を図るため、市民、事業者及び市の役割その他必要な事項を規定
- ・金沢市手話言語条例（平成29年6月26日可決）
 - 手話への理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、手話への理解の促進及び手話の普及についての基本理念、市、市民及び事業者の役割、基本的な施策等必要な事項を規定
- ・金沢市歯と口の健康づくり推進条例（平成29年9月19日可決）
 - 歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、市民の健康づくりに寄与するため、歯と口の健康づくりについて、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の役割、基本的な施策等必要な事項を規定

都 市 宣 言

○世界連邦平和都市宣言（昭和32年9月26日議決）

わが金沢市は世界の永久平和実現のため、世界連邦建設の趣旨に賛同し、全世界の人々と相携えて人類福祉の発展のために努力する平和都市であることを宣言する。

○交通安全都市宣言（昭和37年3月15日議決）

近時、経済の進展にともなう都市交通の輻輳はいよいよ激甚となり、これによる交通事故の続出は大きな社会問題と化している。

わが金沢市の交通事情も極めて深刻であり、市街地道路網の大部分は狭隘かつ幾多の曲折を有する路線であり、特に市街を両断する国道8号線の通過車輛の激増は、市内の交通の混雑に一層の拍車をかけている。このため頻発する交通事故件数は県下発生件数の半数を占め、人命に対する脅威はますますつのるばかりである。

かかる交通禍の脅威を除き市民生活の安全を確保するため、交通環境の改善を推進するとともに、市民一丸となって安全交通の自覚に徹することの急務を痛感する。

よって全市民とともに安全都市の理想を達成すべく、ここに金沢市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

○緑の都市宣言（昭和49年6月12日議決）

緑は、すべての生命の根源であり、自然の健やかな脈搏そのものである。

人類の生存と繁栄のために、失われゆく緑を回復し、保全し、発展させ、かけがえない自然を守り続けたいと願う。

この願いをこめて

私たちすべての市民は、うるわしい自然を今に伝える誇り高き“森の都金沢”を永遠の緑のまちにすることを宣言する。

○平和都市宣言（昭和60年12月21日議決）

われわれのふるさと金沢は、幸いにして戦火にさらされることなく、平和のうちに固有の伝統文化を築き上げてきた都市である。この貴重な文化遺産を守り、後世に伝えていくことは、われわれ市民に課せられた使命である。

世界の恒久平和と核兵器の全面禁止・廃絶は、人類すべての願いであり、われわれはその実現に向けて不断の努力をしていかななければならない。

わが金沢市は、既に世界の各都市と姉妹友好都市提携を行い、市民交流と友好親善の増進に努めているところであるが、世界平和と人類の限りない繁栄を希求し、金沢市が永遠の平和都市となることを内外に宣言する。

○景観都市宣言（平成4年3月23日議決）

私たちのまち金沢は、恵まれた自然や地形を背景に、歴史的な街並みや、伝統にはぐくまれた文化をいまに伝え、美しく、個性豊かで魅力的なまちを形づくってきた。

私たちすべての市民は、

- 1 美しい自然と風土を保全する景観づくり

- 1 伝統的・文化的な資産を継承する景観づくり
 - 1 環境に調和した新しい都市空間を創造する景観づくり
- を基本に、さらに金沢らしい都市景観を形成していくことを宣言する。

○世界工芸都市宣言（平成7年9月26日議決）

私たちのまち金沢は、香り高い伝統文化と四季折々の美しい自然の中で、多くの名工を輩出し、世界に誇る幾多の手技による名品を生み出すとともに、市民生活の中に格調高い技と美に対する豊かな感性をはぐくんできた。

私たちすべての市民は、

- 1 美しい伝統的・文化的遺産と環境の保全
- 1 伝統的で高度な技法、技術の継承と後継者の育成
- 1 未来に向けた生き生きとした創造活動の支援
- 1 新しい独自の個性を持った創作活動の支援

を基本に、さらなる新しい「ものづくりのこころ」を世界に向け継承、発信していくことを宣言する。

○環境都市宣言（平成10年3月26日議決）

私たちのまち金沢は、街なかを潤す幾つもの川の流れ、段丘を彩る樹々の緑に加え、豊かな自然の恵みに培われた文化や、歴史の息づく街並みを資産とし、日本の美しい風情を伝える世界のなかの環境都市をめざすものである。

このため、私たちすべての市民は、

- 1 人と自然が共生する風土の継承
- 1 環境を思いやるやさしい心の養成
- 1 資源の循環を考えた事業と地域活動の実践

を基本に、温暖化防止などすべての生命をはぐくむ地球環境を守り、心やすらぐ都市環境をより健全なものとして、後世に引き継いでいくことを宣言する。

○金沢ファッション産業都市宣言（平成16年6月22日議決）

私たちのまち金沢は、かおり高い伝統文化を培い、独創性に富む職人の技を受け継ぎ、蓄積された学術とのつながりをもって、独自の産業・文化を発展させてきた。

この土壌を活かし、繊維はもとより、生活文化すべてにかかわるファッションの分野において、質の高いものづくりを推進し、新たな産業を育て、都市の活力をさらに高めようとするものである。

このため、私たちすべての市民は、

- 1 異文化、異業種との交流、融合によるファッション産業の振興
- 1 産業と学術の連携によるファッション研究の推進
- 1 豊かな感性あふれるファッション創造のための人材育成

を基本に、世界をリードするファッション産業都市づくりを進めていくことを宣言する。

○安全・安心都市宣言（平成18年3月8日議決）

子どもは、私たちの宝である。

住まいは、私たちの憩いと寛ろぎの空間である。

食は、私たちの生命の根源である。

災いは、私たちの安寧な生活と財産を脅かすものである。

近年の社会情勢は、これらに対する不安や脅威が著しく、私たちの暮らしを憂慮させる状況にある。

私たちすべての市民は、安全で安心な暮らしを守るため、これまで地域の中で手を取り合いながら育んできたかけがえのないこのまちに住み続けたいと切に願う。

この願いを込めて、私たちは、誰もが心豊かに暮らせる安全で安心なまちづくりに努めていくことを宣言する。

○健全な社会環境形成都市宣言（平成19年3月15日議決）

私たちのまち金沢は、個性ある歴史と伝統文化を重んじた気品あるまちづくりの推進によって、市民の豊かな精神をはぐくみ、健全で良好な社会環境を形成してきた。

しかし、近年、風紀を乱す行為や地域の実情を無視した事案の発生により、地域社会の連帯や金沢のよきコミュニティーが危機に瀕している。

先人が築き上げたまちの風格と気品を後世に引き継ぐことは、今に生きる私たちの使命である。

このため、私たちすべての市民は、日常生活に悪影響を及ぼすいかなる行為をも断固排除するとともに、地域社会の連帯と金沢のコミュニティーを守り、健全な社会環境の形成に努めていくことを宣言する。

○グッドマナー実践都市宣言（平成19年9月19日議決）

私たちのまち金沢は、豊かな自然環境と生活文化に恵まれ、その中で市民のまちへの愛着や他者への思いやり、助け合いの心が育てられてきた。

しかし、近年、一部の人の心ない行為やマナーの欠如が、多くの人々の心を傷つけ、良好な社会関係を乱すことともなっている。

人々がお互いに仲良く、気持ちよく暮らしていくためには、一人一人が公共のルールを守り、他者や環境に優しい心配りをすることが必要である。これが人間社会存立の条件であり、基本でもある。

このため、まちと市民の暮らしが麗しく、明るく、生き生きとなるよう、また、金沢を訪れる方々を温かく迎えるためにも、すべての市民がグッドマナーの実践に励むことを宣言する。

○男女共同参画都市宣言（平成25年12月16日議決）

私たちのまち金沢は、市民一人ひとりが、歴史と伝統に学び、個性豊かな風格と活力のあるまちづくりを進めてきた。

すべての人が性別にかかわらず尊重される社会の実現のためには、市民一人ひとりが互いの違いを認め、あらゆる分野に平等な立場で参画する機会が確保されるとともに、国際社会における取り組みと協調し、連携を深めていくことが重要である。

よって、私たちすべての市民は、次代を生きる若者や子供たちが個性と能力を発揮できる未来とするため、男女共同参画都市となることを宣言する。

金 沢 市 民 憲 章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川・浅野川の清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と、創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

- | | | | |
|---|------|----------|----------|
| 1 | ひらこう | 世界と未来に | 心の窓を |
| 1 | めざそう | いきいきと明るい | くらしの創造を |
| 1 | まもろう | 美しい心と | ふるさとの自然を |
| 1 | つなごう | みんなの力で | まちづくりの手を |
| 1 | きずこう | 個性ゆたかな | あすの金沢を |